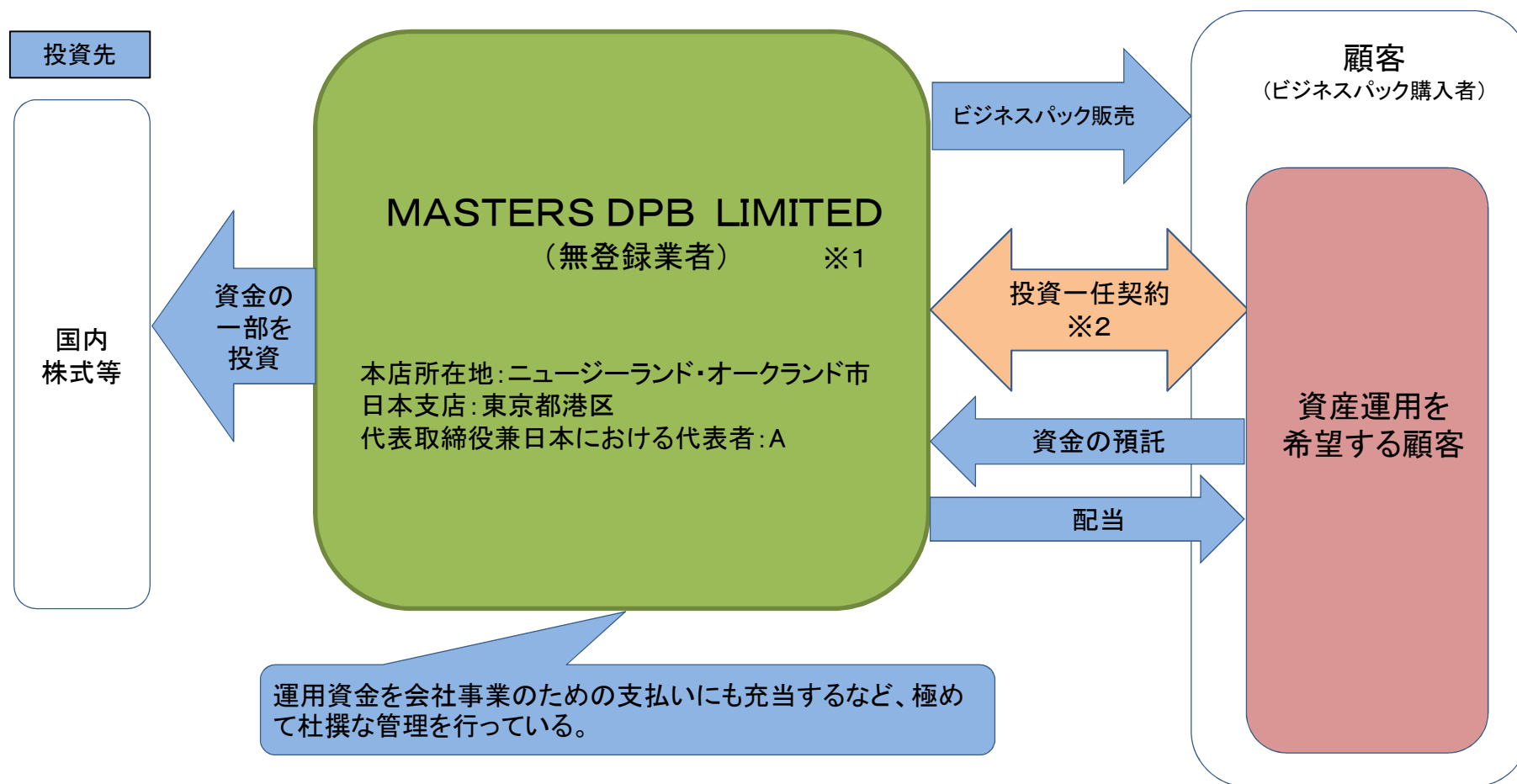


MASTERS DPB LIMITED事案の概要

当社は、多数の一般投資家に対し、「ビジネスパック」という名称の商品を販売しており、購入した顧客のうち資産運用を希望する顧客がいた場合、当該顧客との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき運用を行っている。



※1 外国法人である当社による上記行為も金商法違反行為(無登録投資運用業)に該当する。

※2 本申立ては当社による投資一任契約に基づく運用行為の禁止及び停止を求めるものである。

(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。